

## 農薬販売届の提出について

農薬の販売者は、都道府県知事への届出が必要です。(農薬取締法 第17条)

### 農薬取締法 第十七条(販売者の届出) <抜粋>

販売者(中略)は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 一 氏名及び住所
  - 二 当該販売所
- 2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあってはその増設又は廃止の日から二週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

### 1. 新規の手続

- 新たに販売を開始する場合には、その開始の日までに届出が必要です。
- 同一販売者が、販売所を増設するときは、その増設の日から2週間以内に届出が必要です。
- 直接農薬の取り扱いがなく、伝票等で農薬販売を行っている場合についても、販売所としての届出が必要です。
- 必要書類は、農薬販売届「新規」(様式1)と添付資料1(販売所ごと各2部)です。
- 届出は、販売所が所在する都道府県に提出します。

### 2. 変更の手続(変更日から2週間以内)

- 届出内容(届出者の住所、氏名・法人名称・法人代表者役職名・法人代表者氏名、販売所名称、販売所所在地)に変更が生じた時は、変更後2週間以内に届出が必要です。
- 必要書類は、農薬販売届「変更」(様式2)と添付資料2(販売所ごと各2部)です。

### 3. 廃止の手続(廃止の日から2週間以内)

- 農薬の販売を行なわなくなった時は、廃止の届出が必要です。
- 必要書類は、農薬販売届「廃止」(販売所ごと各2部)です。

### 4. 提出先(届出は持参・郵送でお願いします。FAXによる届出はできません。)

千葉県農林総合研究センター病虫害防除課  
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町180番地1  
Tel 043-291-6077 Fax 043-226-9107

- 希望者にはFAXで各届出様式を送付いたします。ただし、感熱紙タイプのFAX用紙に記載した届出は収受できません。普通紙にコピーして提出してください。
- ご不明な点は、千葉県農林総合研究センター病虫害防除課までお問い合わせください(各届出には記入例がありますので、参考にしてください)。

問い合わせ先E-メールアドレス [cafrc-bojo@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:cafrc-bojo@mz.pref.chiba.lg.jp)

### 5. 受理通知について

- 提出いただいた書類の内、副本に届出済印を押印して返送いたします。副本は、大切に保管してください。
- 届出済印中の記載番号が、農薬販売所ごとの届出番号となります。